

第二十二回 参議院社会労働委員会會議録第二十三号

昭和三十年七月七日(木曜日)午前十時
四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 加藤 武徳君
常岡 一郎君
竹中 勝男君
山下 義信君

委員

榎原 亨君
高野 一夫君
谷口 弥三郎君
松岡 平市君
横山 フク君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
河合 義一君
山本 經勝君
有馬 英二君

政府委員

厚生政務次官 紅露 みつ君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省医務局長 高田 浩運君
厚生省医務局長 高田 正巳君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 磯部 巖君

○毒物及び劇物取締法の一部を改正す
本日の會議に付した案件

る法律案(内閣提出、衆議院送付)
○齒科技工法案(内閣提出)
○齒科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小林英三君) ただいまから
委員會を開会いたします。

今日は、毒物及び劇物取締法の一部
を改正する法律案及び齒科技工法案を
議題といたします。

○政府委員(紅露みつ君) ただいま議
題となりました毒物及び劇物取締法の
一部を改正する法律案につきまして、
その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、現在毒物として本
法の取締りの対象となっておりま
す。ののうち、特に毒性の強烈なものにつ
きまして特別の規制を行うことにいた
した点であります。

現在毒性の強烈な数種の毒物につき
ましては、政令で、主としてその使用
の面において一般の毒物よりも強い規
制を加えているのでありますが、法律
で定める比較的簡単な手続を経ること
により何人も容易に入手することがで
きる仕組みになっておりますために、
適正な使用能力を期待し得ない者にも
所持、使用される可能性があり、この
ため保健衛生上不測の危害の発生を避
けがたい結果となつてゐるのでありま
す。従いまして今後この種の新規毒物
の増加する傾向にみまはして、この
種の毒物につきましては、毒物劇物
營業者、研究者または適當なる使用者

に限り、特定毒物の製造、輸入使用、
譲渡、譲受、所持等を認め、かつ、保
健衛生上必要があるときは、一定の品
質、着色、表示等従来とは同様の基
準を設け、その基準に適合するもの
のみについて生産、流通を認めていこう
とするものであります。

改正の第二点は、現在毒物、劇物の
廃棄につきましては何らの規制も行わ
れていないのでありますが、およそ毒
物、劇物を廃棄いたします場合には、
一定の適正な方法に基いて行われな
いときは、これまた保健衛生上種々の事
故を発生させるおそれがありますので、
政令で定める廃棄の方法に関する
技術上の基準に従つて行うようにいた
した点であります。

以上が本法律案を提案するおもな理
由であります。何とぞ慎重に御審議
の上、すみやかに御可決あらんことを
お願いする次第であります。

次に、ただいま議題となりました齒
科技工法案につきまして、提案の理由
と、その要旨を御説明申し上げます。

わが国の齒科医療の現況を見ます
と、国民の大多数が齒科疾患に冒され
てゐると言つても過言ではない状態に
ありまして、そのうち、義歯、充填、
矯正に属する治療技術が必要とする患
者はおびただしい数に上つてゐるので
あります。

わが国の診療に従事してゐる齒科医
師の数は、人口約三千三百名に一人の割
合であります。この程度では国民の
齒科医療の需要を満たすに十分であ
り、また今後の齒科医師の需給の見通
しも、将来の人口増加を考慮する場合
必ずしも十分でないものであります。

しかるに近年齒科医療に対する国民
の需要がますます高まつてきつたあり
ます関係上、齒科医療中の齒科技工に
つきまして、齒科医師のほか、いわゆ
る齒科技工士に委託する場合が次第に
多くなり、これら齒科技工士と称す
る人々の役割が漸次高まつて参ります
とともに、その数が相当多きに上つ
て参つたのであります。

しかるに、これら齒科技工士につ
きましては、現在何ら法的規制が加えら
れておらず、またこれらの者の中で正
規の職業教育を経た者はきわめて少数
で、大部分は、徒弟見習として習熟し
た者であります。

従つて、その技術内容も千差万別で
あり、国民の齒科医療を確保する上に
はなほ欠ける点が多かつたのであり
ます。

このような状態にかんがみ、齒科技
工士の資格を定めて、その資質の向上を
はかるるとともに、齒科技工の業務が適
正に運用されるように規律し、齒科医
師の業務を適正に補足させることに
よつて、齒科の医療普及と向上に寄与し
ようとするもので、この法案を提案い
たしました。これが理由でございます。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、齒科技工士の免許は、
都道府県知事の行う試験に合格した者
といたします。

第二に、齒科医師又は齒科技工士で
なければ、業として齒科技工を行なつ
てはならないこととしたのであり
ます。

第三に、齒科医師の指示書によらな
ければ、業として齒科技工を行なつて
はならないこととしたのであります。

第四に、齒科技工を行う場所である
齒科技工所につきまして、開設の届出
義務、管理者の設置義務等必要な規制
をすることと、これに對しまして行政
庁の一定の監督権を定めておりま
す。

以上が、この法案を提案しました理
由及びそのおもな要旨であります。が、
何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに
御可決あらんことをお願いを申し上げ
る次第でございます。

○委員長(小林英三君) ただいま議題
となつております二法案の質疑につ
きましては、次回以後に譲りたいと思
ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(小林英三君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(小林英三君) 次に、齒科衛
生士法の一部を改正する法律案を議題
といたしまして、これに對して質疑を
行います。

○加藤武徳君 私は、前回の委員會に
欠席をいたしました。提案理由の説明
等も十分腹に入つておりませんが、また
若干質疑があつたのかもしれないので

第七部 社会労働委員会會議録第二十三号 昭和三十年七月七日【参議院】

一

で、重複いたす点がありやせんだらうかと、この点を案じてはおりますが、一、二質問してみたいと、かように思うわけでありませう。

まず質問の第一点は、題名の変更であります。従来の歯科衛生士法を今回の改正で歯科衛生婦法、かように変更しようとしておられるふうであります。かような名称変更は、直接この仕事をいたしております者にはずいぶんと響きがあるものであります。これはただ単に衛生士のみに関することではなく、その他万般の職業に對しては、ずいぶんと響きを持つものなものであります。いかような理由によりまして、衛生士を衛生婦と改めようとしたか、どのような御意図であつたか、まずこの点を伺います。

○政府委員(高田正巳君) ただいまお話のありました点については、実はこの前の審議のときもお話が出た次第であります。今回歯科衛生士の従来の仕事に加えて、従来看護婦のみがやつておりました歯科診療の補助という業務を加えたのでございます。本来歯科衛生士は、外国においても全部女でございまして、現在やつておいてなるお方も全部女でございまして、かて今度看護婦の仕事の一部を行うということにいたしました機会に、本来の姿というものをやはりこの際につくりました方がいんじやないか、そういう趣旨からいたしまして、歯科衛生士はこういうことを行う女性をまあいといふようなことを法律案に規定をいたしましたのでございます。これに伴ひまして、法制上の観点も考慮いたしまして、また実態との関連も考慮いたしまして、女性であるということの名前の

上でも表わすことが適當であると考えまして、歯科衛生婦ということに提案をいたしました。また、この前も申し上げましたに伴ひまして題名も変えた次第でございます。ただこの前も申し上げましたように名前の問題は、今お話のようにならば、歯科衛生婦と改めようというに大へんデリケートな問題でございます。歯科衛生婦という名前が決して最高の名案ともわれわれは考えておりませんので、今申し上げました趣旨にそむかない限りにおいては、あえてこの名前に執着するということもありません。

○田村文吉君 関連。外国ではあれですか、すべて看護婦とかさういふあれで、それに女性とか男性的の名称をつけるのが習慣なんですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(曾田長泰君) 医療介抱者といたしましていろいろな種類がございまして、一がいに申し上げるわけにもいかぬと思ひますが、たとえば看護婦のようなものでございまして、これは御承知のナースと言つておりますが、ナースはこれは普通女子というふうな一女性名詞であると考えられてゐるようでございます。また、いわゆる助産婦というふうなものは、これはほとんど婦人に限られておりました。ミッドワイフというふうな申ししております。ドイツ語では御承知のようにヘーバメと申しております。それから看護婦はフレイゲリンと言つて、女になつてゐるやうなわけでございます。もちろん精神病院あたりで働いております男子の看護人は、男子のものに對しましては、メルナースとか、あるいはフレイゲルと言つておりますので、まあ大体おなじものは女性の名詞がござ

います。また、それに対して男子の場合には、特別に男子であるということがわかるやうな名前も使つておるわけでありませう。それに対しては歯科衛生士というものは、向うでは大体デンタル・ハイジニストといつておるもので、「ニスト」でございます。男子も女子も名前だけこの文字から区別がつかないというふうになつておる。ただいま提案いたしましたこの案によりまして、ハイジニストといふものと、それからデンタル・ナースと一全体女子を意味しておるデンタル・ナースといふのと、二つの仕事をあわせ行かせようといふところでございますので、まあ私もとしましては、大体実態が女子でございまして、「婦」が適當ではなからうかといふので、一応提案申し上げた次第でございます。

○加藤武徳君 ところで、御承知のこと法律は、昭和二十三年にできたわけでありませうが、当時としては政府はどうだつたのでしうか。いわゆる衛生士は婦人に限られるとは考えられず、男子の衛生士もこれはあり得るんだと、かような観点から、今提案なさるやうな衛生婦とはなさらず、衛生士となすつたのか、あるいはさうなところまでは当時はお考えにならずに衛生士となすつたのか、この点はいかがでしう。

○政府委員(高田浩運君) 當時は実は私の方の關係の仕事に携わつておりましたので、その記憶に基いてお答え申し上げたいと思ひます。こういう制度は、実はまだ日本ではいろいろそれまでの間に、翻訳その他で言われておりましたけれども、政府の中で考へ方としては、こういう形までは熟していなかつたことは事実であります。従いまして、この構想といふものは、それぞればかり外国のやり方、外国の実際の運営の仕方といふことを中心にして構想を立てざるを得ない、そういうことであつたのでございます。そういう観点からいたしまして、實際問題として、この人たちが女であるし、また女の方が望ましい、女の道職であるといふことは、われわれ関係者十分承知をいたしておりました。ただ倉卒の間でございまして、はつきりこれを女子と言ひ切つてしまふといふところまでは、実はつきつめて考えておりましたので、御承知のやうな形になつたのでございます。

○加藤武徳君 ところで、現在の衛生士の数等でありませうが、免許を得ておられます者の数や、それからもし男子がおればその数、これを御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 現在六百十名でございまして、全部女でございませう。

○加藤武徳君 衛生士は男子では必ずしも適當ではないといふことはよくわかりませう。しかし職業の選択は自由だし、この免許を受けます者が婦人になり、限られるとはいひ得ないのであつて、かりに衛生婦と改めまして場合には、今後は歯科衛生に携わります者は婦人に限られて、男子はその門が閉ざされるという結果になりますかどうか。この点をお伺ひしたい。

○政府委員(高田浩運君) お話のやうな点を考慮いたしまして、実は今度の提案いたしました法案の付則の二項に、男子である歯科衛生士について

は、この法律の規定を準用する。看護婦の例になつて規定をいたした次第であります。

○加藤武徳君 看護婦におきましては、原則としては婦人であるが、しかし精神病院等におきましては、さうでないこともよくわかつておるわけでありませうが、私は付則でかようなことをうたいます措置をとらなくちゃならないやうな状況下で、衛生婦と改めることについては大いに疑問がある。この点だけを申し上げておきたい、かように思ひます。

○山下義信君 関連して。今の名称の点です。加藤委員からもいろいろ有益な御質問があつたのですが、私も何つておきたいと思ひますが、この案を政府は立案するときに、関係者の意見を聞きましてかどうか。あるいは歯科医師会の団体とか、あるいは歯科衛生士の団体といつてはおかしいが、それらの人たちの、ある程度の意見を聞いてみたか、聞いてみないかといふことを伺ひたい。

○政府委員(高田浩運君) 四角はつてではございませうけれども、ある程度意見は承りました。

○山下義信君 そのときに何か異議があらはれたか。強い異議があつたにもかかわらず、政府はこの名称が適當だと思つて提案をしたのか。當時はあまり異議がなかつたのか。提案を見た際において異議が出たことを承知しておるかどうかといふやうな点について、率直に御答弁願ひたい。

○政府委員(高田浩運君) その當時におきましては、格別の強い異議があるといふふうには承知いたしております。しかし提案になりました事後

におきまして、いろいろこの名称の問題について御議論があるという事は承知をいたしております。

○山下義信君 私はこれは意見を申すのではないのであります。お尋ねをするのであります。名称というものはどっちでもいいという場合と、これではなくちやならぬという場合と二つあると思うのであります。それで、これは不適当であるから、どうしても変えなくちやならぬという場合と、どっちでもいい、大して固執せぬという場合とあるのです。先ほどの質疑応答を聞いていますと、政府委員は、あえて固執せぬ、これがベストとは思っておられ、こういう御意見ですね、ということが御答弁の中にうかがわれるのです。私はこの場合の衛生婦と変えようとする立案者の意図は、衛生士でもいい、衛生婦でもいい、どっちでもいいと思つてこの名称を変えようとしておられるのか。どっちでもいいといふは語弊がありますが、大体衛生婦がいいが、しかし固執せぬという建前か、ここに歯科衛生婦という新たな名称を設けて、この名称のもとに非常に重大な意義と目的があるという考え方でこの名称が考えられ、この案が考えられたのかという事を私は聞いておかなければならぬ。従つて私はこの名称の持つ意義が、女という「婦」の字が適か不適当かという以上に、歯科衛生婦という、この「士」という、従来産婦、保健婦、看護婦というがごとく「婦」という字をこれにつけて、従来保健婦、助産婦、看護婦というがごとく一つの制度、女子の独得の職務とがあつた。それとどういふ関連があ

るのか、私は知らぬ、あなたの答弁を聞いてみなくちやわからぬが、ここに歯科治療界に一つの制度を立てる、この名称でなくちやならぬという、こういう意義があるのかないのかという事を聞いておかなければ、「婦」というよりは「士」の方がいいというのでは、さむらいというよりは将軍というた方がいいかもしれない。「婦」というのは、女でも好きません。元来「士」というのは男につける名前だ。歯科衛生婦、婦人諸君が、「婦」というよりも私は「士」の方がいいというなら別問題だが、これは歯科衛生婦という、助産婦、看護婦、保健婦という、みな「婦」がついておる。衛生婦という説みならし方が、掃除婦に類似するといふやうな、柳原委員などのきわめてユーモアに富んだ御質疑があつた。なほほどもそれもあるが、しかし、その下の「婦」というものは、これは私らしうとが法案を見たときに、歯科衛生婦という一つのものができるのだ、それは従来から歯科衛生士と変えるのだといつて、それはいいやうなものだが、この法律案を見てみると、これは何らかの相当な目的と相当な理想といふものがこれに盛り込まれて、従つて必要が生じてきて名称の変更がここに企図せられた、こう考えなくちやならぬ。それで衛生士というもので、衛生婦というもので、どちらでもよろしゅうございませうというの、これは意味をなさぬ。従来から歯科衛生士といふものをいいたときの考え方と、ここで歯科衛生婦にしよという考え方とは、私は相当に本能的に考へ方と違つてきておると思ふ。従つて今度の考え方では、どうしても歯科衛生

生士という名称では不適当であるといふ判断のもとに名称を変えようとするのでなくちや、私は意義がないと思ふ。それで私は歯科衛生婦といふことには——これは御答弁を承つて見にやわからぬが、非常に相当な、何というか、御企図があつて、かなり遠大な、深遠な意義が含まれていると思ふのだが、さつきからいろいろドイツ語やフランス語を聞いておつてもわかりませんから、私は日本語の方の（笑）一つ当局のお考えを聞きたい。そうしなければ可否の判断ができぬ。一つおつしやつてみて下さいませんか。

○政府委員（高田浩運君） 私たちが言ひ足りませんでした点を御指摘いただきました。大へん恐縮に存じます。率直に申し上げまして、今度の改正の、名前に関連をした改正の最も重要な点は、こゝにいたつたことを行ひますものは、「業」とする女子をいう。女子であるといふことをはつきりさせる、これが根本の眼目でございませう。それに伴ひまして、法制上の建前からしまして、あるいはまた世俗的な考え方からいたしまして、名前もこれに即応する名前に変更することが適當であるといふふり考へた次第であります。そういう意味におきまして、いろいろな名前を実は考慮いたしてみただけでございますけれども、結局最も単純に、まあ「士」を「婦」に変へることが適當ではないか、かように考へて御提案申し上げた次第であります。私がこだわらないと申し上げたのは、女子であることが根本であるし、それに即応した名前が適當であるといふ考へ方が根本に立ちまゐつて、しかしそういう範囲内において考へてみて、この御提案申し上げている

名前が最上の名前であるかどうかといふことについては、必ずしも最上の名前とは言いことを固執はしない、そういう趣旨で申し上げた次第であります。

○竹中勝男君 おくれて参りまして恐縮ですが、その今の名称のことです。私はやはり「婦」としないで「士」とした方が、これは理屈に合うと思ふのです。私もどこの学校でも、文学士だとか、法学士だとか、女子にも与えておるのでありますが、それで世間は資格が非常にはつきりしてくると思ふのです。法学婦だとか、文学婦とは言わないですね。（笑）これはこの間歯科医師の学校の、大学の学生たちが相當たくさん私どものところへ、やっぱり私を学校の関係者だと思つて来たんでしょ、ぜひ衛生士にしてほしい、衛生婦といふのは、男子も反対だし、女子の学生も反対だ、どうも品位が保てないと言ふのです。衛生婦では、この掃除をする人たちと間違われたいとおそれもある。（笑）これは名称のことですけれども、やっぱり大事だと思ひまして、そういう点をなぜどうしても「婦」にしなければならぬかという理由が私にはわかりませんが、どういふわけですか。もうすでにお答えになられたかもしませんが……

○政府委員（高田浩運君） ただいま御答弁申し上げたのでございませうから、簡単に結論的なことだけ申し上げたいと思ひます。今度の法案の改正の一つの重点は、女子であるといふことをはつきりさせる。こゝにいたつたことをするの女子であるといふことをはつきりさせる、これが一つの眼目であります。これに伴ひまして、やはり名

前も女子に即応した名前に改めることが適當ではないか、法制上の観点からしまして、あるいは通常呼び名の関係からいたしまして、そういうことが適當ではないかといふふりな意味合いにおきまして、この名称の変更を御提案申し上げたやうな次第でございませう。理由はそういうことでございませう。

○山下義信君 私はほかにお尋ねしたいこともいろいろあるのですが、竹中委員の方から御質問がございましたから、関連してもう一つ名称のことで承つておくれのですが、この付則にありますが、この付則の第二項に加えられた「男子である歯科衛生手については、この法律の規定を準用する。」、こういうことですね。これはどういふわけでございますか。この歯科衛生手といふのは、従来ありますのですか。どういふわけ……、今度新たにできましたのですか。歯科衛生手といふのはどういふことになりましたでしょうか。

○政府委員（高田浩運君） お答え申し上げます。現在免許を受けている人につきましては、全部女であることは、今申し上げた通りでございます。しかしこれを……それからこの本則において女子であることをはつきりさせるということにいたしました点も、今申し上げた通りでございますが、憲法上の問題と申しますとやかましくなりませうけれども、女子にだけ許して、男子には全然この仕事を許さないのだといふことになりましたと、憲法上の疑義等もございまして、これは看護婦の例にならぬようにして、こゝに措置をしたのでございまして、従ひまして歯科衛生手という「手」といふ名前は今度

初めての提案でございます。今後男子が出てくることをそう予想はいたしておきませんけれども、法律上の問題としてこのように書いて次第でございます。

○山下義信君 ですから、私はこの名称に關係があるので、ただ従来は、歯科衛生士というところが、従来の法律によりまして、これは男子であつても、女子であつてもできることになつておつた。今度は女子に限ることにした。そこで女性を表わすために歯科衛生婦にしようという。そうすると今あなたのおっしゃつたような理由によつて、男子の場合をどうするかというところが出てきたために、男子については歯科衛生士ということにして、女子の規定を適用するということで、この一項目によつて男子の歯科衛生士にはこの全部法律の適用をかりにするというのですが、そうすると、理屈からいって、この種の業務に女子も許す、男子も許す建前になるのだが、適用と言つてもなるのだが、そうするとこれは名称がおかしいことになる。わしはへ理屈は言いません。女子が歯科衛生士——「士」になりますと、男子が同じようなことで、「手」になるのです。この歯科衛生手という。そして女子の業務の名称よりは、同様の仕事をする男子の名称が落ちる。それなら、もし歯科衛生婦というのが不適当である、従つて衛生士ということにかりに逆戻りするならば、歯科衛生手という男子に対しての特別の名称は要らぬと思ひますが、どうですか。同時に女子に限るといふ必要もなくなるのです。それ

でなからねば平仄が合はぬ。歯科衛生婦というのが不適当で、歯科衛生士に戻らうとするならば、歯科衛生士という名称はすでに男女共通であつて、本法律案は男子にも歯科衛生手として、この種の業務を許そうという、これは意図がそこに明らかなのですから、これは女子に限る必要もなければ、また歯科衛生婦という名称を設ける必要もなくなつてくる。私はそういうふうなことに思ふのですが、その辺のところはどういうふうなことになりますか。

○政府委員(高田浩運君) 今御指摘の点の問題を御使ひ分けた次第でございます。その辺、私どもの關係をいたしました法制上の見地から検討をいたしました。こゝういふふうな使ひ分けをいたしましたのでございます。しかしその法制上の観点については、いろいろの見方なり考え方というものがあつた。それから、それが完全無欠で、ほかの考え方はだめだといふところまでは私もまだ言ひ切ることとはどうかと思ひますけれども、いささうはさういふことでございませう。

○山下義信君 わしがあなたの御用を勤めたのじや質問にならぬ。私がお尋ねするのは、これは歯科衛生婦という名称はやめて、かりに歯科衛生士という名前に戻るといふことになる、このせつかつの立案の趣旨が没却されて、さうしてこの種の業務に従事する男女の区別等にも彼此混乱しやしないかといふことをお尋ねしておる。それならばそれと、困るなら困るとおつしやればいいので、私の質問の通りのことを理由におつしやつてもらつてもお答へにならぬ。

○政府委員(高田浩運君) 失礼いたしました。さういふことになりました。

一面においては第二条の改正中の「女子」も落さなければならぬ。あるいはまたかりに残すとしても男女の混淆を来たすといふ——まあ前者でありましたばまじく困るわけでありまして、後者のような混淆を来たすといふおそれもないにしろあらず、あり得ると思ふのです。

○山下義信君 最後に私伺つておきたいのは、この男子を歯科衛生手としてこれに適用するといふことですね。これはこの種の業務は女子に限らうとする原則と、男子になお一部この種の業務に従事することを認めようとする意図と、私はその辺に当局の御意図に少しあまい点があるように思ふのでありますが、考え方としてはどうなんでしょうか。

○政府委員(高田浩運君) 率直に申し上げまして、女子に限りたと思つております。ただ女子に限るといふことになりまして、いわゆる男女の職業選択の自由についての憲法上の問題もあつたので、いささういふ抜け道と申しますと語弊がございまして、けれども、さういふ趣旨からこの規定が置かれた次第でございます。

○高野一夫君 今の山下委員の御質問に関連して参るわけですが、あるいは先ほど来話が出たのかもしれないけれども、おかれて来ましたので重複したお許しを願ひたいと思ふのであります。なぜ女子に限らなければならぬかといふ理由を一つ伺ひたい。実際問題として女子に限られておる、あるいはできるだけ女子の職業として与えようといふことはわかるけれども、この法律の原則として、なぜ女子に限らなければならぬかといふことを一つ端的に御説明を願ひたい。

○政府委員(高田浩運君) 先ほど来申し上げましたように、歯科衛生士の仕事は、いわば女子の適職でございます。それから實際問題として、わが国におきましても外国におきましても、すべて女子がやつておる、実態はさういふことでございませう。それにさういふ意味からして、本来から女子であるといふことをはつきり法律上もいたしておいた方がより適切であつたかもしれません。先ほど申し上げましたように、倉卒の間でございまして、現在の法律の通りになつておりますが、これに今回看護婦の仕事の一部をプラスする、歯科診療の補助といふ仕事をプラスする。これは保健婦助産婦看護婦法によりまして、看護婦の仕事、看護婦の免許を持つておる者の仕事と規定されておるのでございます。この仕事を従来の歯科衛生士の仕事にプラスしてあわせてやらせようといふことになりまして、患者の世話ないし診療の補助を行うことを業としておる看護婦の例にならぬ。まして、この際看護婦と同じような考え方をはつきり法律上もいたしておくと、適当ではないだらうか、これは将来におけるいろいろな観点を考えても、この際さういふふうにしておいた方が適切であらう、さういふふうな観点から女子であることははつきりさせたわけでありませう。

○高野一夫君 さうすると看護婦の仕事と看護婦の立場から、自分たちの仕事に、便宜はいいかもしれないけれども、看護婦の立場から、自分たちの仕事に侵されるとか何と云ふか、看護婦には別個の法律があつて、しかも学校

を出て試験を受けて看護婦になる。ところが別に、歯科衛生士が士かまだきまらぬとしても、その方は別個の法律で定められた本業がある。その別個の法律で定められた本業のかたわら、別な看護婦なら看護婦の法律で定められた別個の仕事と兼務させるというか、あわせ行はせようといふことについてはどんなものでしょうか、こゝういふことは平気で行はれて差しつかえないものかしら。

○政府委員(高田浩運君) 今お話の点も十分慎重に検討いたしました。しかしながら看護婦の仕事の一部を行はせようといふことからは、理屈からいけば立場が違ふことになつてしまつてしまつてしまつて、これによつて看護婦との間に摩擦を起すことはいふと確信をいたしております。

○高野一夫君 私の言ひは、その歯科衛生士には歯科衛生士法なる法律があつて、そこで原則としてほんとうの根本の仕事が定められておる。それで免許を受ける。一方の看護婦は別な法律があつて、さうして試験を受けて免許を受けるわけだ。それだから、この看護婦の方は歯科衛生士の方の仕事はできない。歯科衛生士の方の仕事は看護婦の仕事と定められた看護婦の仕事とやるのが法律上差しつかえないかどうか、こゝういふことをお聞きしておるのです。

○政府委員(高田浩運君) 簡単にお答えしまして言葉が足りませんでした。看護婦のおさめました学問技術、それから歯科衛生士のおさめました学問技術といふものを比較いたしました。歯科衛生士のおさめております学問技術によりますれば、当然歯科診療

を

を

を

を

を

を

を

を

の補助程度の補助という仕事はできる
素養を持つておる、そういうふうなふ
うに判断をいたしておるのでございま
す。その点は間違いないと思ひます。
そういう意味におきまして、いわゆる
技術的あるいは知識的にも看護婦の仕
事の一部であります歯科診療の補助を
やらせるということについては心配は
ないと考えております。一面におい
て、しからば看護婦に衛生士の仕事を
やらせることについてはどうかと申し
ますと、看護婦はその方の技術なり半
間なりというものをいたしていいわ
けでございませう。いわば取りかえつこ
ういう意味において、看護婦に従来の
歯科衛生士が行なつておりました仕事
をやらせようという事は、これは法
律上も無理になるわけでございます。

○加藤武徳君 私先ほど大体質問を尽
したのですけれども、看護婦や助産婦
は、その出発においてすでに婦人だと
いういきさつがあつて、名称もそうい
う形で出発しておるのですが、歯科衛
生士についてはこゝ七、八年、いわゆ
る衛生士としてその名称が固定化して
おる現在、ここでにわかには衛生婦と改
めよう、こういうところにけさから質
疑応答がずつと行われておるような状
況になつておると、こういう工合に思
うのですが、私は重ねて言うようです
が、その軽々な名称の変更は非常に無
理だということをもう一ぺん申し上げ
ておきます。

○横原孝君 先ほどの高野君の御質問
に関連してであります、ただいまま
で行われておりました歯科衛生士の仕
事が婦人に適当であるということをし
るは、医務局長がおつしやつたのであ
りますが、予防をいたしましたり薬を

塗つたりするということがどうしても
婦人でなければならぬ、婦人に適当
だというふうなお考えでございましょ
うか。その点がはっきりしないと思ひ
のであります。

○政府委員(高田浩運君) 歯科医業な
いし歯科衛生全般の範囲においてそ
ういふ仕事をやるのが婦人の仕事であ
る、そういう意味でございませう。

○横原孝君 私の了解しておるところ
によりますと、こういう仕事は御婦
人でもいいのであります、男でもい
いのじゃないか。もしも、これがどう
しても婦人の方が適当であるというこ
とになりまふと、歯科医師の行いませ
う業務のうちの一部は婦人が適当だと
いうことになるわけでありまして、そ
ういふ点から申しまして、これは男
でも女でも、その方のタレントを持
つた者であればいいというふうに私は考
えておるのであります。またもう一
つ、看護婦と申しまして、御承知の
ように、看護婦の中にも看護人という
男があるわけでありまして、つづばに
これは法律で定まつておると思ひので
あります、そういういたしますところ
うものは、別にその角かどを立てて、
どうしても「婦人」でなければならぬと
いうような結論にはならぬと思ひので
あります、どうしてもやはり衛生士
の仕事は婦人でなければならぬとい
う、はつきりしたお考えがあるもので
ございませうか。まあ大体が女だから
女だというんじゃないですか。そこら
辺のところを、もう一回、くだいよう
であります、御当局の御答弁を承わ
りたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 十分事情も
御存じの上での御質問かと存じます
が、今後におきます歯科衛生あるい
は歯科医業全般の範囲内において、こ
ういふ仕事をやつていきます者、そ
れと歯科医業のなない手でありませ
う科医師との関係、その辺を慎重に考慮
いたしまして、なおかつ歯科衛生士の
内外における実態というものを考慮
いたしまして、女子であるというこ
をばつきりさせることが適当であると考
えた次第でございませう。

○横山フク君 先ほどから「婦人」とい
うことがだいたい問題になつてきてお
ります。私も本職が「婦人」であるだけ
に聞き捨てならない。ことに前回の委員
会に出席いたしておりましたので、聞
きまかせでしたけれども、掃除婦云々
といふことが「婦人」の中に出たとい
うことになりまふと、保健婦、看護婦、
助産婦といふものに対しての掃除婦
といふ比喩は非常に失礼な比喩じゃな
いかと思ひます。これ以上
上「婦人」といふ問題に対しては、厚生
省の方では女子に重点を置くとい
ふ意味もあつたし、ことに保健婦助産
看護婦法の看護の面を新たに加える
といふ意味で「婦人」をおつけになつた
のでしやうけれども、しかし厚生省
の方でも、必ずしもこの「婦人」にこだ
わるということはないと思ひ、これ以
上この問題に対して質問をしないで、
さうして御意見があるだらうと思ひま
すので、これは皆様方の御意見で、ど
ちらときめようとも、あまりこの「婦
人」を振り下げるということ、私とし
てはおもしろくないと思ひます、そ
ういふことは、私、この名称の出発点
が「婦人」といふのは何かいやだから
といふことであつたら、この歯科衛生士

の名前を変える陳情の方々のお考え違
いだ。「婦人」といふのは決して悪い意
味でないけれども、それが女子に限つ
たという意味で、男子の方から抗議が
出るという意味であるならば、私はこ
の御意見に対しては傾聴させていただきます
きませうけれども、「婦人」といふのが、
どうも少し下につたという意味での
陳情であつたらいいないし、皆様の御
意見もそういう意味での御意見であつ
たら、私は聞き捨てならぬ言葉だと思
ひます。でございませう、これ以上
の質問はやめて、さうしてあとはおき
め願ひという形にやつていただきた
と思つておられます。

○田村文吉君 さつきお話のありまし
た歯科衛生士という言葉は、どうか法
律用語に出ているのですか。

○政府委員(高田浩運君) 今回提案を
いたしました改正案の附則の第二項に
ありますだけでございませう。

○田村文吉君 現在男の人ではなくて、
六百二十人が全部御婦人だといふので
すね、実際問題は、新規に歯科衛生士
なんという文字をここに持ち出して
ること自体がおかしいのだから。そ
うすると、やっぱり今の横山さんのお話
じゃないけれども、もう事柄はよくわ
かつておるのだから、こいつも衛生士
といふのを衛生手に改めた場合に、あ
なたの方で非常に世論の反響を受け
るとか、何かさういふような御心配が
あるのですか。衛生婦を衛生手に改め
た場合にはどうなんですか。御不都合
が出来ますか。

○政府委員(高田浩運君) 世論の点は
別に危惧はいたしておりませう。た
だ、率直に申し上げますと、歯科医師
の方の立場としては、大体先ほど来申

し上げておりますように、この際女で
あるということをはつきりさせると
いうことを強く希望しているように
私どもも承知しております。

○田村文吉君 ただ、法制上からい
つて、十分御研究になつたんだらうと思
うのですけれども、第二項で、今まで
使つたことのない歯科衛生士という文
字をこゝへ出してくだらうというの
はおかしいですね。その点がちよつと
おかしいから、さういふ不都合を避け
るならば、もう衛生士といふものは御
婦人が大部分なんだけれども、男が入
つてもいいのだというふうに初めから
お作りになつておいた方が案なんじや
ないか、それをあくまでもいけな
いとおしやる何か理由がございませうか
うかといふことを伺つておる。

○政府委員(會田長宗君) 先ほど来次
長からいろいろお答え申し上げてある
のでございませうけれども、私衛生婦と
いうこの名称を使つていただくことが
より妥當じゃないかといふふうに考
へましたことは、従来の衛生士に看護婦
の仕事をあわせ行わしめるということ
が今回の改正の一つの重点でございま
す。ただいまいろいろのお考えがござ
います、看護婦の場合には、これは一
応原則としては女子をいうといふこ
とになつておられます。そして男子の場
合は、これは特例ではございませう
が、たしか保健婦助産看護婦法の六
十条だと思ひましたが、これに男子た
る看護人は――前の方は看護婦とい
ふことになつておられますけれども、男子
たる看護婦といふことをついたために、男子
たる看護婦といふことではおかしいの
でありますから、男子たる看護人はと
いふ言葉がここに初めて出てきたわけ

ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第七十條ノ二第一項中「健康保険組合ニ対シ」を「前条第二項ノ規定ニ依リ健康保険組合ニ対シ」に改める。

第七十一條ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除ク外」及び同条第二項を削る。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項を次のように改める。

国庫ハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

一 療養ノ給付並ニ療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配者分娩費、葬祭料及家族葬祭料ノ支給ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ五分ノ一以内

二 失業保險金ノ支給ニ付テハ三分ノ一

三 其ノ他ノ保險給付(船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相当スルモノヲ除ク)ニ付テハ五分ノ一

(厚生保險特別會計法の一部改正)

第三条 厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保險料」の下に「一般會計ヨリノ受入金」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

七月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民健康保險法の一部を改正する法律案(衆)

国民健康保險法の一部を改正する法律案

国民健康保險法の一部を改正する法律

国民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七條を次のように改める。

ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保險者ニ対シ補助スルモノトス

一 療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用

二 保健婦ニ要スル費用

三 国民健康保險ノ事務ノ執行ニ要スル費用 十分ノ一

前項第一号ノ規定ニ依リ補助金ノ總額ハ当該年度ニ於ケル各保險者ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ總額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ラザルモノトス

第一項各号ニ掲グル費用ヲ除ク外、国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ国民健康保險ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

附則

国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保險ニ要スル費用ニ充テシムル為メ予算ノ範圍内ニ於テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

都道府県及市町村ハ国民健康保險ニ要スル費用ニ対シ補助金ヲ交付シ又ハ国民健康保險ニ要スル費用ニ充テシムル為メ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前昭和三十年四月一日以後において改正前の国民健康保險法第四十七條第一項の規定により補助し、又は補助すべきこととなつた補助金は、改正後の同法第四十七條第一項から第三項までの規定に基く補助金とみなす。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 国民健康保險における療養の給付及び療養費の支給、保健婦並びに事務の執行に要する経費

七月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法案(予備審査のための付託は六月三日)

七月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「マツサージ」の下に「及び指圧」を加える。

第十九條第一項中「昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十三年十二月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。

第十九條の次に次の一条を加える。

第十九條の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出をした者が、昭和三十三年十二月三十一日までの間に行われる第二条第一項のあん摩師試験に合格したときは、同条同項の規定にかかわらず、その者に対してあん摩師免許を与えることができる。

前項の者に対しては、あん摩師試験の科目に關し、厚生省令で必要の特例を設けることができる。

第二十条中「前条第三項」を「第十九條第三項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九條第一項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2 第十九條第一項の規定による届出をした者のうち、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の公布の際引き続き三箇月以上指圧を業としていた者は、この法律による改正後の第一条の規定にかかわらず、昭和三十三年十二月三十一日までは、当該指圧を業とすることが出来る。

3 前項に規定する者が当該指圧を業とするについての規制及びこれに違反した場合の処罰に關しては、第十九條第二項及び第三項、第二十條並びに第二十一條の規定の例による。

4 あん摩師以外の者でこの法律の施行前に第十二條の規定に違反して指圧を業としたもの及びこの法律の施行前に指圧の業務又はその業務が行われる場所に關して第十九條第二項において準用する第七條の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案(予備審査のための付託は六月三十日)

一、国民健康保險法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月一日)

昭和三十年七月十二日印刷

昭和三十年七月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局